

(令和4年5月1日制定)

開発行為等による道路安全施設設置基準

柏市土木部道路保全課

1 適用範囲

都市計画法29条の許可を要する開発行為又はそれに類する行為を行うとき。

2 事務手続き

(1) 事前協議

柏市開発行為事前協議等手続条例第3条による事前協議において開発区域の位置・概要を図面等により示してください。当課による現地調査後、文書により安全施設の設置について回答します。

(2) 協定締結

柏市開発行為事前協議等手続条例第7条による協定の申し込みをするときには、図面等の提出のほか、必要な関係地権者等の同意を得て、その旨を示した書面を提出して下さい。

3 標準処理期間

- ・前項(1)に係る標準処理期間は、当課に図面等の提出があってから回答準備ができた旨を通知するまで14日です。
- ・前項(2)に係る標準処理期間は、柏市宅地課より協定締結合議が示されてから宅地課に回答するまで14日です。
- ・上記の標準処理期間には、図面等の補正・追加に要する期間を含みません。

4 各安全施設等の設置基準

(1)防護柵

・事業系開発等において、拡幅後の道路幅員が9 m以上となる場合、周辺道路の状況と照らし合わせながら、原則歩車道を分離してください。このとき、歩車道分離のため、ガードパイプ等を設置してください。なお、ユニバーサルデザインに配慮し、歩行空間の幅を1.5 m以上確保してください。

・道路屈曲部等、安全のために特に必要な箇所についてはガードパイプ等の設置を検討してください。

(2)車止め

・道路拡幅部のうち、車両進行方向側（左側）の幅員が急激に変化する箇所にポール型もしくは門型の車止めを設置してください。

・道路屈曲部等、安全のために特に必要な箇所については車止め等の設置を検討してください。

(3)カーブミラー

・戸建て開発などで発生する、既存道路と新規道路の交差部等、安全確保に必要な箇所には原則カーブミラーを設置してください。ただし、既存道路の交通量が少なく将来にわたって見通しが良く、かつ新規道路が行き止まりで奥宅地数が僅少の場合はこの限りではありません。

・ミラーのサイズはΦ600を標準としますが、既存道路にセンターラインがあるなど、視距が長い場合はΦ800とします。

・設置予定箇所に接する地権者の同意を得て下さい（電柱共架の場合を含む）。また、設置予定箇所が私有地の場合は柏市と地権者との無償借地契約が必要となります（電柱共架や空中占用のみの場合を含む）。

(4)標識

計画道路等の形状により、標識の設置を求める場合があります。

(5)街路灯

1ha以上の大規模開発において計画される主要な道路等に、街路灯の設置を求める場合があります。

(6) 路面標示

- ・ 道路交差部にクロスマークやドットラインを設置してください。
- ・ 計画道路が行き止まりの場合，行き止まり始点に「この先行止り」の路面標示を設置してください。
- ・ 鋭角屈曲部その他安全上必要な箇所にゼブラゾーンを設置してください。

(7) 開発区域からの出入り口

共同住宅や店舗を目的とした開発行為等については，出口箇所に停止線や「とまれ」表示を行ってください。

(8) 植栽

柏市緑を守り育てる条例第11条による緑化計画書を提出する場合，出入り口付近に中高木の植栽をしないでください。

(9) その他

- ・ 計画上既存安全施設が支障となる場合は原則，機能を損なうことのないよう，移設等にて対応願います。
- ・ 設置した安全施設を完了検査後に移設する場合，道路法第24条の申請をし，申請者の負担で行う必要があります。